

しんゆり交流空間 リリオス 会員規約

第1条（目的）

しんゆり交流空間 リリオス（以下「リリオス」とする。）は、会員がリリオスを利用し、文化や環境整備を考慮しつつ、地域の様々な且つ多世代の人々が集まり交流し合い、多種の活動が生まれて、街づくりの担い手が育ち、活動が連携し合う場所となることを目的とする。

第2条（会員制）

リリオスの利用は、本会則に従った会員とする。

第3条（会員資格）

会員資格は、次の事項を全て満たすこととする。

1.入会資格は、下記各号に該当しないこと。

- 1) 別途に定める利用規約を守れない
- 2) 別に定める会員年会費を払わない
- 3) 本会則に同意しない
- 4) 暴力団関係者等の暴力団等反社会的勢力（以下「社会的勢力」という。）である
- 5) 未成年者である
- 6) 過去にリリオスの規約に基づき会員資格を解約されたもの、あるいは会員資格を解約されたものを含んだ組織である

2.会員は、リリオスに対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかの行為も行わないことを保証すること。

- 1) 暴力的な要求行為
- 2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 3) 風説を流布し、偽計または威力を用いてリリオスの信用を毀損し、またはリリオスの業務を妨害すること。
- 4) 反社会的勢力への資金提供や協力
- 5) その他前各号に準ずる行為

第4条（会員期間及び継続）

1.リリオスの最初の会員期間は、入会手続き及び初年度年会費を払って会員になってから最初の 3 月 31 日までとする。

2 会員の継続は、年会費を前項の期日前に納めることによって会員の地位を 1 年間継続する。

第5条（入会手続き）

1.リリオスに入会を希望するときは、所定の会員登録申込用紙に記入を行い、審査を受けたうえ、リリオスが承諾したときに会員となる。

- 2.前項に定める入会申し込みを行った場合でも入会が認められないことがある。審査方法、審査過程および審査内容は一切開示しない。
- 3.成年被後見人の方が入会しようとするときは、リリオスが特に認めた場合を除き、成年後見人の同意書を添えて所定の申込書をする。この場合、成年後見人は自ら会員か否かに関わらず、本会則に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うものとする。
- 4.前項に定めた規約は、被保佐人、被補助人に準用する。

第6条（届け出内容変更手続き）

- 1.会員は、入会申込書に記載した内容その他リリオスに届け出た内容に変更があったときは、早急に変更手続きを行うものとする。
- 2.会員は、入会申込書に記載した内容その他リリオスに届け出た内容が正確であることを保証すること。リリオスは、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切の責任を負わない。
- 3.リリオスより会員に連絡する場合は、届出されている連絡先に宛てた通知をもって通知したものとする。

第7条（会員の地位）

リリオスの会員たる地位は、一身専属のものであり、他人に譲渡、転貸することができない。

第8条（諸規則の遵守）

会員は、リリオスを利用するにあたり、本規約その他リリオスの定める諸規約を遵守し、リリオスのスタッフ（以下「スタッフ」という。）の指示に従うものとする。

第9条（施設の利用）

会員がリリオスを利用する場合は、別に定める「リリオス交流スペース利用規約」に従うものとする。

第10条（禁止行為）

会員は、次の行為を禁止する。

- 1) 他の会員を含む第三者（以下「他者」という）、スタッフ、リリオスを誹謗、中傷すること。
- 2) 他者やスタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束する等の暴力行為。
- 3) 大声、奇声を発する行為や他者もしくはスタッフの行く手を塞ぐ行為等の威嚇行為または迷惑行為。
- 4) 物を投げる、壊す、叩く等、他者やスタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- 5) リリオスの施設、器具、備品の損壊や備え付け備品の持出し。
- 6) 正当理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフに迷惑を及ぼす行為。
- 7) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
- 8) スタッフに無許可な刃物など危険物の施設内への持ち込み。

- 9) 施設内における金銭の貸借、事前承諾を得ない営利活動、政治活動、宗教活動、署名活動、選挙活動。
- 10) リリオスの秩序や公益を乱す恐れのある行為。
- 11) 会員である権利を他人に貸与や使用させる行為。
- 12) その他、リリオスの会員としてふさわしくないと認められる行為。

第 11 条（損害賠償責任免責）

1. 会員がリリオスを利用中に会員自身または同伴他者が受けた損害に対し、リリオスに故意または過失がある場合を除き、リリオスは当該損害に対する責めを負わない。
2. 会員同士や他者等の係争やトラブルについても、リリオスに故意または過失がある場合を除き、リリオスは一切関与せず、責任が無いものとみなす。
3. 故意または過失の判断は、リリオスが加入する損害保険会社とし、損害の範囲は加入保険範囲とする。

第 12 条（会員の損害賠償責任）

会員が、リリオスで会員の責めに帰すべき事由により、リリオスまたは他者やスタッフ等に損害を与えたときは、その会員が当該損害に対する責めを負うものとする。

第 13 条（持ち込みに関する責任）

1. リリオスは、会員あるいは同伴他者が施設に持ち込んだ物を預からない。会員は、持込物について自己責任で管理するものとする。
2. リリオスは、会員の持込物の滅失または毀損について賠償責任を負わない。
3. リリオスは、会員や同伴他者がリリオスに放置したものについて利用日から 1 週間を越えたものについては、一切の権利を放棄したと見なし、処分することができるものとする。ただし、以下のものは除く。
 - ・ 現金、有価証券、預金通帳、引出カードあるいはクレジットカード
 - ・ 建物あるいは車の鍵、カード、その他これらに類するもの
 - ・ 携帯電話用装置
 - ・ 運転免許証、健康保険証、法令に基づく身分または地位または一身に係る権利を証するもの
 - ・ 所有者あるいは占有者が容易に識別できるもの

第 14 条（会員資格の解約）

リリオスは、会員が次号のいずれかに該当する場合は、その会員に対して、直ちに契約を解約することができる。この場合、年会費は返却しない。

- 1) 第 3 条に定める入会資格を充足していないことが判明したとき。
- 2) 本会則その他リリオスの定める諸規定に違反したとき。
- 3) 会員継続の年会費を払わないもの。
- 4) 法令に違反したとき。

- 5) その他、リリオスが会員としてふさわしくないと認めたとき。
- 6) リリオスの入会登録申込書あるいは利用申込書に虚偽が判明したとき。

第15条（規約の改正）

リリオスは、本規約およびこれに付随する諸規約を改正することができ、改正した本規約等の効力は規約改正日から全員に及ぶものとする。

第16条（告知方法）

本規約の改正は、施設内の掲示あるいはホームページに掲載する。

第17条（個人情報の利用）

取得した個人情報については、会員登録及び予約管理並びにリリオスからのお知らせに利用する目的で収集するものであり、それ以外の目的に利用する又は提供することは有りません。

2.取得した個人情報は、リリオスの管理者のみが利用します。また、これ以外の第三者に提供することは有りません。

附 則

本規約は平成30年4月1日から施行する。